

国立大学法人東京医科歯科大学シンボルマーク、ロゴマーク及び ロゴタイプ取扱規則

〔平成21年12月1日〕
規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）のシンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプ（以下「シンボルマーク等」という。）の使用について、国立大学法人東京医科歯科大学商標等取扱規則（令和3年規則第118号。以下「商標規則」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク)

第2条 本学のシンボルマークの形状、寸法の割合及び彩色は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 形状及び寸法の割合は、別図1のとおりとする。
- (2) 彩色は、原則として下記のとおりとする。



| | |
|-------------|----------------|
| 印刷指定色（特色） | DIC・619 |
| 印刷基本4色掛け合わせ | C0/M35/Y55/K10 |

(ロゴマーク)

第3条 本学のロゴマークの形状、寸法の割合及び彩色は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 形状は、別図2のとおりとする。
- (2) 彩色は、原則として下記の通りとする。



| | |
|-------------|------------------|
| 印刷指定色（特色） | DIC・2396 |
| 印刷基本4色掛け合わせ | C100/M90/Y40/K30 |

(ロゴタイプ)

第4条 本学のロゴタイプは和文ロゴタイプ及び欧文ロゴタイプとする。

- (1) 和文ロゴタイプの形状、寸法の割合は別図3のとおりとする。
- (2) 欧文ロゴタイプの形状、寸法の割合は別図4のとおりとする。
- (3) 彩色は、第2条(2)に規定する色とする。

(使用者の資格)

第5条 シンボルマーク等を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学

- (2) 本学の役員、職員（以下「役職員」という。）
- (3) 本学の学生（本学公認の学生団体を含む。以下「学生等」という。）
- (4) その他本学が使用することを許可した者（法人各種団体等を含む。）

（使用範囲）

第6条 シンボルマーク等の使用の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東京医科歯科大学ユニバーシティ・アイデンティティ(UI)デザインマニュアル（以下「UIデザインマニュアル」という。）のアプリケーションとして指定したもの
- (2) その他学長が適当と認めるもの

（遵守事項）

第7条 シンボルマーク等は、本学を象徴し、伝統を表現するものであり、その使用に当たっては、本学の尊厳及び品位を損なってはならない。

（使用方法）

第8条 シンボルマーク等の使用にあたっては、UIデザインマニュアルに従うものとする。

（使用手続）

- 第9条 役職員が第6条第1号に基づきシンボルマーク等を使用するときは、手続を要しない。ただし、第6条第2号に基づきシンボルマーク等を使用するときは、別記様式1により事前に学長に届け出なければならない。
- 2 学生等がシンボルマーク等を使用するときは、別記様式1により事前に学生支援事務室を通じて学長に届け出なければならない。
 - 3 第5条第1号から第2号に該当する者以外の者がシンボルマーク等を使用するときは、別記様式2により学長に申請し、許可を得なければならない。

（営利目的への制限）

第9条の2 シンボルマーク等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、有償又は無償によりシンボルマーク等を使用することができる。

- (1) 役職員以外の者が行う本学との共同研究、受託研究等の研究成果に関する広告及び当該研究成果に基づいて開発する製品の広告にシンボルマーク等を使用する場合
 - (2) 本学と研究、教育、技術移転等の契約その他の関係を有する役職員以外の者がシンボルマーク等を使用する場合
 - (3) シンボルマーク等を使用した商品を販売する目的で本学の名義を使用する場合
 - (4) シンボルマーク等を利用して役務を提供する目的で本学の名義を使用する場合
 - (5) その他学長が適当と認める場合
- 2 前項各号によりシンボルマーク等を使用する場合は、商標規則により取り扱うものとする。

（使用の中止等）

第10条 学長は、当該シンボルマーク等の使用目的又は使用方法がこの規則及びUIデザインマニュアルに照らし、適当でないとき認められるときは、当該使用者に対し、使用を中止させ、使用の許可を取消し、又はその他適切な措置をとることができる。

（事務）

第 11 条 シンボルマーク等に関する事務は、総務部総務秘書課において処理する。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日規則第 54 号）

- 1 この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学シンボルマーク規則（平成 16 年規則第 161 号）は廃止する。
- 3 国立大学法人東京医科歯科大学シンボルマーク使用規則（平成 16 年規則第 162 号）は廃止する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日規則第 88 号）

この規則は、平成 23 年 9 月 30 日から施行し、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 5 月 29 日規則第 70 号）

この規則は、平成 25 年 5 月 29 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日規則第 111 号）

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 7 月 31 日規則第 108 号）

この規則は、平成 29 年 7 月 31 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 11 月 22 日規則第 91 号）

この規則は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

別記様式 1

年 月 日

東京医科歯科大学長殿

所属・職

責任者氏名

連絡先電話番号・アドレス

(学生の場合にあつては、学生団体名・
代表者名・連絡先を記入のこと)

東京医科歯科大学シンボルマーク等使用届

下記のとおりシンボルマーク等を使用するので、届け出ます。

なお、使用にあつては、国立大学法人東京医科歯科大学シンボルマーク、ロゴマーク
及びロゴタイプ使用規則及びUIデザインマニュアルを遵守いたします。

記

1 使用の目的・方法等（具体的に記載のこと。）

使用イメージ図

（デザインの色や大きさが分かるように記載のこと。）

2 その他（使用期間・使用場所等）

別記様式 2

東京医科歯科大学シンボルマーク等使用願

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

申請団体名
住 所
代表者氏名
申請社名
電話番号 ()

下記のとおり、シンボルマーク等を使用したいので申請します。なお、許可された上は、国立大学法人東京医科歯科大学シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプ使用規則及びUIデザインマニュアルを遵守いたします。

記

| | |
|-----------|--------------------|
| 1 名義区分 | 主催・共催・後援・協賛・その他() |
| 2 使用する団体名 | |
| 3 事業の名称 | |
| 4 使用目的 | |
| 5 使用期間 | |
| 6 使用場所 | |
| 7 学内責任者 | 所属・職名 氏名 |

※ その他指定の参考資料を添付すること。

東医歯総第 号
年 月 日

シンボルマーク等使用許可通知書

殿

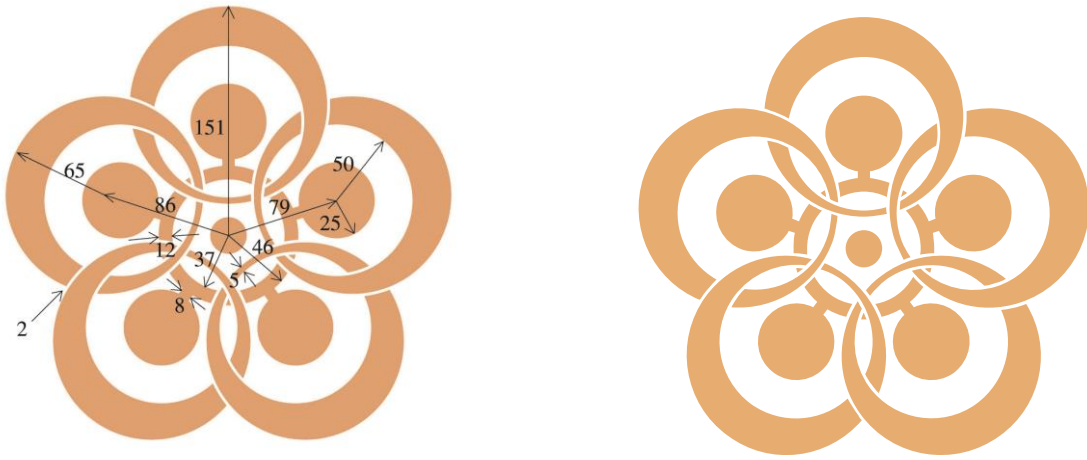
国立大学法人東京医科歯科大学長
田中 雄二郎

年 月 日付けで申請のありました本学シンボルマーク等使用について、申請のとおり許可します。
なお、使用する場合は、国立大学法人東京医科歯科大学シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプ使用規則及びUIデザインマニュアルを遵守願います。

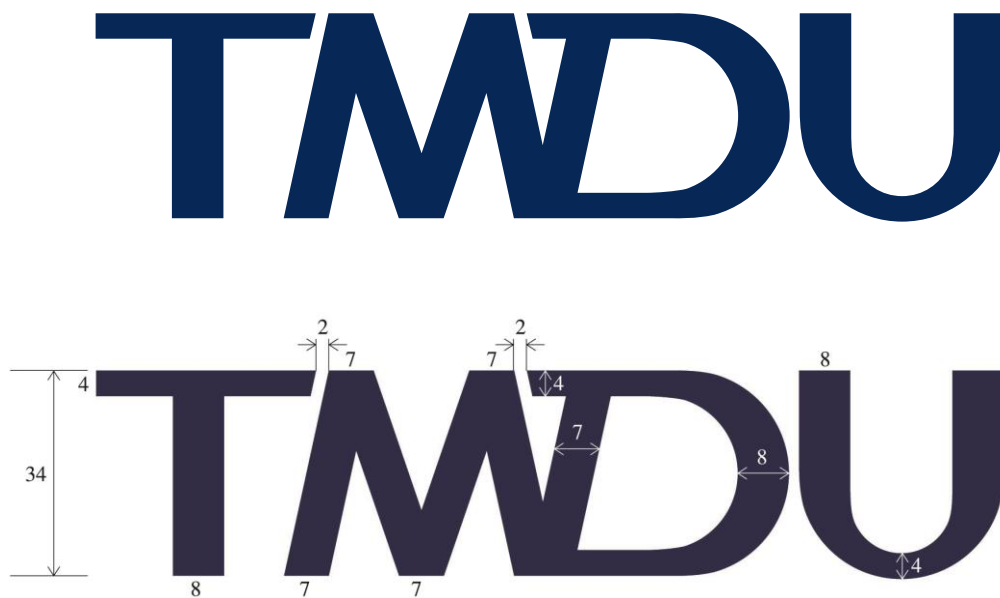
記

| | |
|---------|--------------------|
| 1 名義の区分 | 主催・共催・後援・協賛・その他() |
| 2 事業の名称 | |
| 3 備考 | |

別図1 シンボルマークの形状及び寸法の割合は次のとおりとする。



別図2 ロゴマークの形状及び寸法の割合は次のとおりとする。



別図3 和文ロゴタイプの形状及び寸法の割合は次のとおりとする。

国立大学法人
東京医科歯科大学
東京医科歯科大学



別図4 欧文ロゴタイプの形状及び寸法の割合は次のとおりとする。

TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY

5 **TOKYO MEDICAL** 4 **AND DENTAL UNIVERSITY**

**TOKYO
MEDICAL
AND
DENTAL
UNIVERSITY**

5 **TOKYO**
3 **MEDICAL**
5 **AND**
4 **DENTAL**
3 **UNIVERSITY**